

「後期高齢者医療制度のしくみ（令和6年6月版）」の記載内容の変更について

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）への円滑な移行に向けた、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、後期高齢者医療制度については、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付することとなりました（「資格情報のお知らせ」は交付しません）。そのため、「後期高齢者医療制度のしくみ（令和6年6月版）」（以下、「小冊子」という。）の記載内容に一部異なる点がございますが、ご了承ください。

変更後の内容については下記をご参照ください。

● 小冊子3～4ページの変更箇所

医療機関等にかかるとき

医療機関や薬局の受付で、次のいずれかの方法により資格情報の確認を受けてください。

なお、令和6年12月2日からマイナンバーカードと健康保険証が一体化されるため、**令和6年12月2日以降は保険証の交付を終了します。**

① マイナ保険証を利用する

「マイナ保険証」とは、健康保険証として利用登録したマイナンバーカードのことをいいます。

健康保険証としての利用登録は、マイナポータル、セブン銀行ATM、医療機関・薬局に備え付けの顔認証付きカードリーダーなどから行うことができます。

マイナ保険証の利用方法は？

- ① 医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを備え付けの顔認証付きカードリーダーにかざしてください。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により、資格情報をオンラインで確認します。
- ③ 画面の指示に沿って受付をしてください。

マイナ保険証で自分の資格情報を確認するには？

- マイナポータルにログインして「健康保険証情報」のページを開くことで、ご自身の資格情報を確認できます。

マイナポータル 検索 🔍 (URL: <https://myrna.go.jp>)

- また、マイナ保険証をお持ちの以下の方には、ご自身の資格情報を確認できる「資格情報のお知らせ」を送付する予定です。
 - ・ 令和6年12月2日以降、新たに資格取得する方
 - ・ 令和6年12月2日以降、資格情報が変更になった方
 - ・ 令和6年12月2日以降、紙の保険証が使えなくなった方

- 医療機関や薬局の受付でマイナ保険証の読み取りができない場合には、マイナ保険証と一緒に上記の「マイナポータルの資格情報画面」や「資格情報のお知らせ」を提示することで、受診することができます。

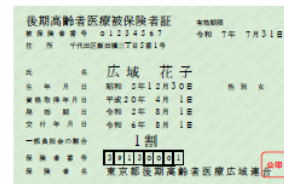
● マイナンバーカードに関するお問合せ先

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178
(平日9:30～20:00 土日祝9:30～17:30)

② 紙の保険証を提示する (最長で令和7年7月31日まで)

被保険者には、1人に1枚、「保険証」を交付します (交付は令和6年12月1日まで)。

令和6年8月1日以降お使いいただく保険証は青竹色 (右図) で、有効期限は令和7年7月31日 (1年間) です。



令和6年12月1日時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降も保険証の有効期限まで使うことができます (最長で令和7年7月31日まで)。
ただし、住所や自己負担割合など、保険証の記載事項に変更があった場合は使えなくなります。

③ 資格確認書を提示する (令和6年12月2日から)

令和6年12月2日以降、①マイナ保険証または②有効な紙の保険証のいずれもお持ちでない方には、資格情報などを記載した「資格確認書」を交付する予定です。

※ 資格確認書は、これまでの保険証と同様、カード型 (材質は紙。色付き) とする予定です。

資格確認書の申請・交付方法は？

- マイナ保険証をお持ちでない以下の方には、申請いただくことなく、資格確認書を交付する予定です。
 - ・ 令和6年12月2日以降、新たに資格取得する方
 - ・ 令和6年12月2日以降、資格情報が変更になった方
 - ・ 令和6年12月2日以降、紙の保険証が使えなくなった方

- ただし、マイナ保険証をお持ちである方でも、以下の場合には資格確認書を交付する予定です (申請が必要)。
 - ・ マイナンバーカードを紛失した方、更新中の方
 - ・ 介助者等の第三者が本人に同行して資格確認の補助をする必要があるなど、マイナ保険証での受診が困難である方

資格確認書の交付申請は、令和6年秋ごろから受付をおこなう予定です。受付を開始したときは、ホームページ等でお知らせいたします。

- 保険証や資格確認書は、簡易書留郵便または特定記録郵便で送付します。送付方法はお住まいの市区町村で異なります。
- 長期間不在となる場合や、住所地以外への送付を希望する場合は、お住まいの市区町村の担当窓口ご連絡ください。

(変更後)

- 令和6年12月2日から令和7年7月31日までに、以下のいずれかに該当する方には、申請いただくことなく、「資格確認書」を交付します。
 - ・ 新たに資格取得する方
 - ・ 資格情報が変更になった方
 - ・ 紙の保険証が使えなくなった方 (有効期限切れを含む)

- 「令和6年12月2日以降」⇒「令和7年8月1日以降」に変更 (取扱いの開始時期は変更となる可能性があります。)

(変更後)

- 令和6年12月2日から令和7年7月31日までは、マイナ保険証をお持ちの方にも**資格確認書**を交付します (資格情報のお知らせは交付しません)。

- 「令和6年12月2日以降」⇒「令和7年8月1日以降」に変更 (取扱いの開始時期は変更となる可能性があります。)

(変更後)

- 令和7年8月1日以降に、マイナ保険証をお持ちの方が資格確認書の交付を希望する場合は申請が必要です。

「後期高齢者医療制度のしくみ（令和6年6月版）」の記載内容の変更について

マイナ保険証（健康保険証として利用登録したマイナンバーカード）への円滑な移行に向けた、デジタルとアナログの併用期間を確保するため、後期高齢者医療制度については、令和6年12月2日から令和7年7月31日までの間は、マイナ保険証の保有状況にかかわらず「資格確認書」を交付することとなりました（「資格情報のお知らせ」は交付しません）。そのため、「後期高齢者医療制度のしくみ（令和6年6月版）」（以下、「小冊子」という。）の記載内容に一部異なる点がございますが、ご了承ください。

変更後の内容については下記をご参照ください。

● 小冊子5～6ページの変更箇所

保険証が破れたりなくしてしまったとき

保険証を汚破損・紛失したときは、再交付することができます。お住まいの市区町村の担当窓口で手続きをしてください。なお、手続きにはマイナンバーの記入が必要となる場合があります（詳細はP.25参照）。

自己負担割合が変更になったとき

保険証に記載している自己負担割合（P.7参照）は、毎年8月1日の定期判定や世帯構成の変更、所得等の更正などにより変更になる場合があります。自己負担割合が変更になったときは、新しい保険証を送付します。これまでお使いの保険証は、お住まいの市区町村に必ず返却（※）してください。

令和6年12月2日以降、自己負担割合が変更になったとき

保険証の交付が終了しているため、**マイナ保険証をお持ちの方**には「資格情報のお知らせ」（P.3参照）を、**マイナ保険証をお持ちでない方**には「資格確認書」（P.4参照）を送付する予定です。なお、令和6年12月2日以降も、古い保険証または資格確認書は必ず返却（※）してください。

古い保険証などをそのまま使用すると、後日、差額の支払いや払い戻しの手続きが必要となる場合があります。

※有効期限が切れた保険証は返却不要です。個人情報の取扱いにご注意のうえ、ご自身で破棄してください。

医療費の返還を求める場合があります

- 所得更正等により自己負担の割合が変更（1割から2割、1割から3割、2割から3割）となったとき、本来の負担割合と異なる負担割合の保険証を使用した、または、使用していた場合には、差額（1割または2割分）の医療費をお支払いいただきます。
- 東京都外への転出等により、東京都の被保険者資格を失った後に、東京都の保険証を使用した場合は、当広域連合が医療機関等に支払った医療費（7割、8割または9割分）をお支払いいただきます。なお、支払い後に、本来資格のある広域連合等で手続きをすると、医療費の払い戻しを受けられる場合があります。
- 該当する方には、当広域連合から納入通知書を送付しますので、納期限までに支払いをお願いします。

「限度額適用認定証」

「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付

下記の所得区分（P.12表1【1か月の自己負担限度額】参照）に該当する方は、お住まいの市区町村の担当窓口申請することで、各認定証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口提示することで、保険適用の医療費等の支払いが自己負担限度額までとなります。また、区分Ⅱ・Ⅰの方は入院時の食費の自己負担額が減額されます（P.14表3・表4）。

なお、マイナ保険証を利用することで、各認定証の交付申請や提示をしなくても、限度額を超える支払いが免除されますので、マイナ保険証をぜひご利用ください。

令和6年12月2日以降、各認定証の新規交付は終了します。

所得区分	交付される認定証
現役並み所得Ⅱ・Ⅰ (3割負担)	限度額適用認定証
区分Ⅱ・Ⅰ (1割負担)	限度額適用・標準負担額減額認定証 (減額認定証)

「特定疾病療養受療証」の交付

特定の疾病による高額な治療を長期間継続して受ける必要がある方は、お住まいの市区町村の担当窓口申請することで、特定疾病療養受療証の交付を受けることができます。医療機関等の窓口提示することで、特定疾病の自己負担限度額が1つの医療機関につき月額1万円となります。

なお、特定疾病の認定を受けた場合は、マイナ保険証を利用して受診する際に特定疾病認定情報の提供に同意することで、特定疾病療養受療証の窓口での提示は不要になります。

【対象となる特定疾病】

- ・先天性血液凝固因子障害の一部（血友病）
- ・人工透析が必要な慢性腎不全
- ・血液凝固因子製剤の投与に起因する（血液製剤による）HIV感染症

- 今まで加入していた医療保険で上記の証（「限度額適用認定証」「減額認定証」「特定疾病療養受療証」）を交付されていた方も、新たに東京都の後期高齢者医療制度に加入した場合は、改めて申請が必要です。

- 令和6年12月2日以降、資格確認書（P.4）の交付対象の方は、上記の証の情報を資格確認書に記載することもできる予定です。
※詳細は決まり次第ホームページ等でお知らせします。

令和6年12月2日から令和7年7月31日までは、**マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認書**を交付します。